

# 旧支所及び清閑亭の利活用に係る提案募集実施要領

(令和2年度 小田原市公共施設等に係る民間提案制度)

令和3年(2021年)3月

小田原市

## 目次

1 趣旨	1
2 民間提案制度の概要	1
3 対象施設	1
4 提案の要件	1
5 参加資格	2
6 募集の流れとスケジュール	3
7 事前相談・現地見学	4
8 参考資料	4
9 提案の受付	4
10 提案の審査（協議対象の選定）	5
11 審査結果の通知・公表	6
12 詳細協議及び契約締結等	6
13 事業のモニタリング	7
14 その他	7
15 問い合わせ先	8

## 1 趣旨

本市では、公共施設等を経営資源と捉え、より魅力的で持続可能なまちづくりにつなげていくことを公共施設マネジメントの取組方針とし、公共施設等を有効活用し、まちの魅力・価値を高めるために、市にはないノウハウやアイデアを持つ民間事業者との一層の連携をしていくこととしています。

そこで、民間事業者の発意による提案を、市と民間事業者が対等の関係で協議し事業化していく制度として小田原市公共施設等に係る民間提案制度（以下「民間提案制度」という。）を導入することとしました。

本実施要領は、小田原市公共施設等に係る民間提案制度運用指針に基づき、提案募集等に関して必要な事項を定めるものです。

## 2 民間提案制度の概要

民間提案制度は、本市が保有する公共施設等に関し民間事業者の提案を募集し、内容を審査して採用された提案について提案者と協議を行い、協議が整った場合には提案者と契約締結等をし、事業化するものです（協議が整わなかった場合や関係予算が成立しなかった場合には、提案は事業化されません。）。

## 3 対象施設

次の施設を賃貸または購入し、利活用する提案を求めます。各施設の詳細については、別紙「旧大窪支所特記事項」「旧片浦支所特記事項」「旧曾我支所特記事項」「清閑亭特記事項」（以下「各施設特記事項」という。）のとおりです。複数施設への提案も可能です。

- (1) 旧大窪支所（小田原市板橋179-5）
- (2) 旧片浦支所（小田原市根府川77-1）
- (3) 旧曾我支所（小田原市下大井75-1）
- (4) 清閑亭（小田原市南町1-5-73）

## 4 提案の要件

### (1) 提案内容

ア 提案内容は、対象施設に関するもので次のいずれかに該当するものとします。

- ① まちの魅力向上につながるもの
- ② 市民サービスの向上につながるもの
- ③ 歳入の増加、歳出の削減につながるもの

イ 原則として、本市における新たな財政負担を伴わないものとします（本市が新規に予算計上をすべきと判断したものについては、この限りではありません。）。

(2) 提案対象としないもの

ア 既存の業務委託等について、単に受託者になろうとするもの

イ 単に事業や施設の廃止をしようとするもの

ウ 市職員が行っている業務の単純な委託化

エ 法令等により、市が直接行うものとされているもの

(3) 対象施設ごとの要件

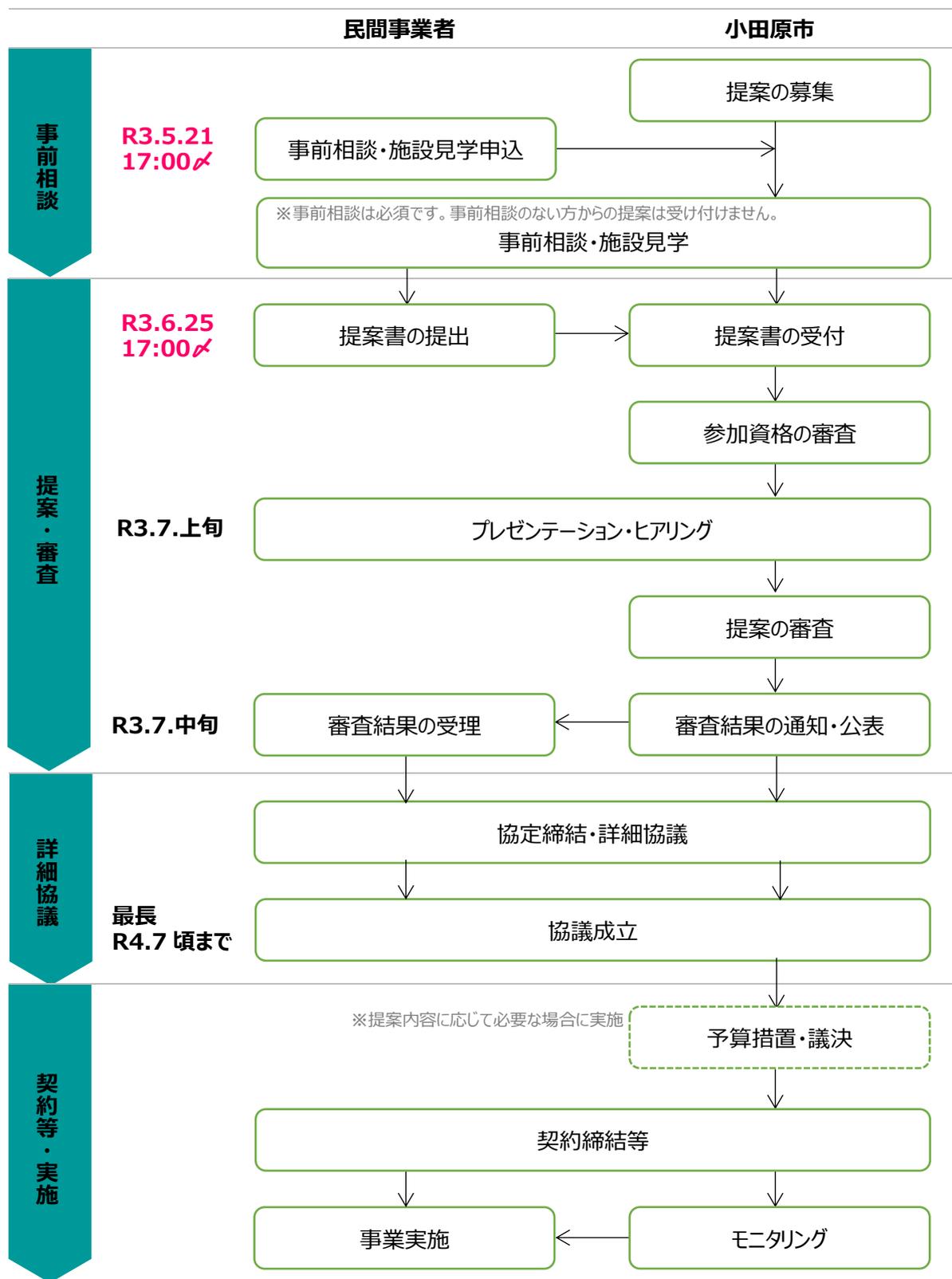
施設ごとの要件については、別紙の各施設特記事項に示します。

## 5 参加資格

提案者は、次に掲げる要件をすべて満たす法人、個人事業主若しくは任意団体又は法人等のグループとします。なお、グループの場合は、全構成員が要件を満たしていることとします。

- (1) 提案内容の実施主体となる意思があること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
  - (3) 小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号）第2条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
  - (4) 提案受付期限から審査結果公表の日まで、小田原市工事等入札参加資格者の指名停止措置要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
  - (6) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- ※ グループで応募する場合には、代表となる事業者を決め、代表事業者が提案書類を提出してください。また、提案時にすべての構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

## 6 募集の流れとスケジュール



## 7 事前相談・現地見学

提案書作成のための事前相談及び現地見学を受け付けます。事前相談は、提案の実現可能性を高めるため必須とします。事前相談を行っていない方からの提案は受け付けません。現地見学は希望者のみとし、見学の有無が審査に影響を及ぼすことはありません。

なお、事前相談及び現地見学は個別に実施し、相談内容は非公開とします。

### (1) 申込期間

令和3年(2021年)5月21日(金)午後5時まで

### (2) 申込方法

市ホームページの「事前相談・施設見学申込フォーム」または、事前相談・施設見学申込書(様式1号)によりお申込みください。

### (3) 実施日時等

事前相談・施設見学の日時及び場所については、個別に電子メールで調整します。

※オンラインでの事前相談も可能です。

※書面による質疑回答は行いませんので、事前相談の際にご質問ください。

## 8 参考資料

事前相談の申込者を対象に、参考資料の配布及び閲覧の機会を設けます。対象資料については、別紙の各施設特記事項に示します。

## 9 提案の受付

### (1) 受付期間

令和3年(2021年)6月14日(月)～6月25日(金)午後5時まで

### (2) 提出方法

提案書類を持参又は郵送(期限内必着)により提出してください。

### (3) 提出先

担当：小田原市公共施設マネジメント課

住所：〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地

TEL：0465-33-1305

### (4) 提案書類

次の書類をA4サイズで作成し、1部提出してください。

ア 提案提出書(様式2号)

イ 誓約書(様式3号)

ウ 提案者に関する基本的事項(様式4号)

エ 提案概要書（様式 5 号）

オ 補足資料（様式の指定はありません。提案概要書を補足する資料が必要な場合は、A4 または A3 サイズの用紙で作成してください。）

※複数の施設に提案する場合、提案書類は施設ごとに作成してください。ただし、複数施設を活用した一つの事業として提案する場合には、施設ごとに分けて作成いただいても構いません。

※小田原市競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、次の書類も提出してください。

ア 登記事項証明書

イ 財務諸表（直近 2 年分）

ウ 国税及び地方税納税証明書

#### (5) 提案書類の取扱い

ア 提出書類は返却しません。

イ 提出された提案書等は、提案審査の目的以外には使用しません。

ウ 提案書等は、小田原市情報公開条例（平成 14 年小田原市条例第 32 号）に基づく公開請求の対象となりますが、公開範囲については、事前に提案者への意見照会を行い決定します。提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものは非公開とします。

## 10 提案の審査（協議対象の選定）

### (1) 提案の審査

ア 公共施設等に係る民間提案制度審査委員会において審査を行います。

イ 審査委員は、本市職員で構成するものとしますが、必要に応じて外部有識者の意見を聴取する場合があります。

ウ 提案書に基づくプレゼンテーションを受けて審査します。

エ 応募が多数になった場合は、提出書類による 1 次審査を行う可能性があります。

オ 複数施設を活用した一つの事業としての提案についても、施設ごとに審査を行います。

カ 参加資格の審査は、事務局で実施します。

### (2) プレゼンテーション審査

ア 実施予定日

令和 3 年(2021 年) 7 月上旬

イ 実施場所

小田原市役所本庁舎（小田原市荻窪 300 番地）

※実施日時、詳細な場所については、令和 3 年(2021 年) 6 月下旬に別途通知します。

ウ 出席人数

3人以内

#### エ 実施方法

- ① パワーポイント等を用いて、20分以内で説明していただき、説明に対して20分程度の質疑応答を行います。
- ② プレゼンテーションで使用する資料は、提案書類に記載した内容に基づくものとし、新たな内容の資料提示及び追加資料の配布は認めません。
- ③ 審査は非公開とします。
- ④ プロジェクター（機種名）及びスクリーンは市が用意しますが、パソコン及びケーブル等は提案者が準備してください。

#### (3) 審査基準

別紙の各施設特記事項のとおり、施設ごとに定めます。

## 11 審査結果の通知・公表

### (1) 審査結果

提案審査の結果は、文書で提案者に通知するとともに、市ホームページで公表します。

審査結果	対応内容・ホームページへの公表内容
採用	対応内容：事業化に向けた協議を行います。 公表内容：提案名称、提案概要及び提案者名
次点	対応内容：採用された提案が辞退となった場合や協議がまとまらなかった場合には、次点提案者との協議を行います。 公表内容：提案名称
不採用	公表内容：提案名称

### (2) 通知時期

令和3年(2021年)7月中旬

### (3) 審査結果に関する質問

提案事業者からの審査結果に関する質問については、書面により受け付けます。その場合、審査結果通知日（市ホームページ掲載日）の翌日から起算して3日以内（土、日、祝日を除く）に書面により提出してください。

## 12 詳細協議及び契約締結等

### (1) 詳細協議

- ア 採用となった提案については、提案内容を基に事業化に向けた詳細協議及び必要に応じて関係者との調整を行います。
- イ 協議に当たっては、市と提案者の間で協定を締結するものとします。

- ウ 協議の期間は、原則として提案の採用から12箇月以内とします。ただし、市及び提案者は、できる限り短期間で協議が調うよう努めるものとします。
- エ 協議の結果は、市ホームページで公表します。
- オ 協議が調わなかった場合（合意に至らなかった場合）は、提案内容は事業化されず協定を解除します。協議の過程において提案者が負担した費用やリスク等について市は責任を負いません。

(2) 予算措置・議決

協議が整ったものは、必要に応じて予算措置及び議決の手続きを進めます。

(3) 契約締結等

協議及び予算措置等が成立したときは、契約締結等を行います。

### 13 事業のモニタリング

利活用事業者は、事業実施後の市のモニタリング調査に協力するものとします。

### 14 その他

- (1) 応募に関する費用及び詳細協議に関する費用は、提案者の負担とします。
- (2) 提案に当たっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属するものとします。
- (3) 追加の情報がある場合には、令和3年(2021年)6月4日(金)までに市ホームページに掲載します。
- (4) 提案者の構成員又は事業実施に際して採用する業者には、積極的に市内業者を採用するよう努めてください。
- (5) 失格事項  
提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。
  - ア 参加資格の要件を満たさなくなった場合
  - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ウ プレゼンテーションに参加しなかった場合
  - エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) 提案書類の提出後に参加を辞退する場合には、参加辞退届（様式6号）を提出してください。
- (7) 民間提案制度は、解除条件付きの制度であり、関係予算が成立しない等の理由により提案の事業が実施できなくなった場合には、提案は事業化されません。
- (8) 新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては、実施方法を変更する場合があります。その場合には、市ホームページでお知らせするとともに、事前相談にお申込みいただいた方に個別にご連絡いたします。

## 15 問い合わせ先

小田原市公共施設マネジメント課（担当：藪田、細谷）

住所：〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地

TEL：0465-33-1305 FAX：0465-33-1286

Mail：shi-katsuyo@city.odawara.kanagawa.jp